

平成23年度 第7回吹田市建築審査会議事録

開催日時 平成24年2月10日（金）午後2時30分

開催場所 吹田市役所中層棟4階 第3委員会室

出席委員 大砂会長 押川会長代理 佛性委員 江川委員 四宮委員 井川委員

会長 定刻になりましたので会議を開催いたします。事務局より第9号議案の説明をお願いします。

事務局

第9号議案説明

予定建築物 一戸建ての住宅

該当適用条文 建築基準法第43条第1項ただし書

会長 ただ今の事務局の説明にご質問、ご意見ございますか。

委員 申請地東側の通路幅員はどれぐらいか。

事務局 最小幅員は1.9mです。

委員 申請地東側の通路の所有者はだれか。

事務局 本申請地と対側の土地所有者の持ち出しとなっています。

委員 申請地東側の通路を後退し、約3mとなっても、取扱い要領の基準は1.8m未満0.9以上のままとなるのか。

事務局 本申請は、申請地南側通路での法第43条第1項ただし書許可となりますが、あわせて東側通路での中心後退を求めています。

委員 申請地南側通路でも後退を求めているのか。

事務局 申請地南側では対側が駐車場であり、本市許可取扱い要領により、一方後退4mを求めています。

委員 申請地と南側通路には高低差があるのか。

事務局 配置図の敷地断面図のとおり、約1.6mの高低差があります。

委員 申請地南側通路の幅員1.4mの部分は広がることあるのか。

事務局 本市許可取扱い要領では、当該部分に面する敷地においては、法第43条第1項ただし書許可の要件が整っていませんので、許可による通路の拡幅はないと考えております。現状、通行できる部分の幅員は1.4mですが、本市道路管理課からは道路区域は2.0m以上あると聞いております。

委員 里道であるのか。

事務局 そうです。

会長 ほかに何かございますか。ないようですので同意することといたします。それでは続きまして、事務局より報告案件の説明をお願いします。

事務局 **報告事項 法第43条ただし書き許可 3件**

会長 只今の報告事項について、ご質問、ご意見ございませんか。

会長 ないようですので報告は以上といたします。その他事務局から連絡等ありますか。

事務局 今回の議事録の署名委員を会長、江川委員、四宮委員にお願いしたいと思います。

会長 よろしく申し上げます。それでは審査会を終了いたします。ありがとうございました。